

令和8年度 深谷市水道事業水質検査計画

環境水道部では、市民の皆様にご供給している水道水が水道法に基づく水質基準を満たしていることを確認し、安全で良質な水道水を利用いただくために「深谷市水道事業水質検査計画」を策定しましたので、公表いたします。

水質検査計画の内容

1. 水質検査計画に関する基本事項
2. 深谷市水道事業の概要
3. 水源の状況と留意すべき水質項目
4. 水質検査地点
5. 水質検査項目・検査頻度
6. 放射性物質の検査
7. 臨時の水質検査
8. 水質検査の方法
9. 水質検査計画及び検査結果の公表
10. 水質検査の精度と信頼性確保
11. 関係者との連携



1. 水質検査計画に関する基本事項

◎検査場所

水道法で義務付けられている浄配水場の系統を代表する給水栓（蛇口からの水）に加え、浄配水場の出口（浄水）及び水源（原水）で検査を実施します。

◎検査項目

水道法で義務付けられている毎日検査項目、水質基準項目に加え、水質管理上留意すべきものとして水質基準項目に準じて設定された水質管理目標設定項目、水質管理上必要となるその他の項目について実施します。

◎検査頻度

法令に基づき、検査する項目のこれまでの検出状況や水源の状況などを考慮して定めます。

2. 深谷市水道事業の概要

深谷市水道事業は平成18年1月に市町合併に伴う事業統合が行われ、旧深谷市、旧岡部町、旧川本町、旧花園町の水道事業が1つの事業体となり、約14万人のお客様に水道水を届けています。

深谷市水道事業には地下水（深井戸）を水源とする浄水場が4箇所、河川表流水（荒川）を水源とする浄水場が1箇所、配水場が5箇所あります。各浄水場で処理した自己水のほか、埼玉県営水道からの浄水（県水）を受水し、深谷市の区域と寄居町用土地域の一部及び群馬県伊勢崎市境平塚地域の一部に給水しています。

給水区域及び浄配水場・水源位置は図-1・2のとおりです。

◎給水状況

表-1. 給水状況（令和6年度末現在）

給水人口	138,155人
1日最大給水量	57,345m ³ /日
1日平均給水量	51,550m ³ /日
計画1日最大給水量	65,921m ³ /日



図-1. 給水区域及び浄配水場



◎浄配水場の概略

表-2. 浄配水場の概略

名称	岡部浄水場	皿沼浄水場	川本浄水場	前川原浄水場	前小屋浄水場
所在地	岡部1086	原郷1223	田中1623	中瀬69	前小屋67
施設能力 (m ³ /日)	33,300	20,300	6,500	5,450	45
配水池有効 容量(m ³)	17,000 PC配水池・4池	12,000 PC配水池・3池	3,123 PC配水池・1池 RC配水池・1池	1,800 PC配水池・1池	72 SUS配水池・1池
浄水処理方法	塩素消毒 除鉄・除マンガ ン 県水受水	塩素消毒 除鉄・除マンガ ン 県水受水	塩素消毒 生物活性炭・膜ろ過 県水受水	塩素消毒 除鉄・除マンガ ン	塩素消毒 除鉄・除マンガ ン
水源 ※1,2	地下水(15) 県水	地下水(7) 県水	河川表流水(1) 県水	地下水(2)	地下水(1)

名称	花園第一配水場	花園第二配水場	新仙元山配水場	本田配水場	今泉配水場
所在地	武蔵野899	武蔵野141	人見1483	本田3288-19	今泉6-1
施設能力 (m ³ /日)	5,400	200	5,000	2,906	2,342
配水池有効 容量(m ³)	2,840 PC配水池・1池 SUS配水池・1池	3,000 RC配水池・1池 SUS配水池・1池	4,000 PC配水池・1池	1,500 SUS配水池・1池	1,200 SUS配水池・1池
浄水処理方法	県水受水	浄水受水 (花園第一配水場より)	浄水受水 (岡部浄水場より) 県水受水	県水受水	浄水受水 (岡部浄水場より) 県水受水
水源 ※1,2	県水	県水	地下水 県水	県水	地下水 県水

※1 ()内は稼働水源数です。

※2 県水は利根川を水源とする埼玉県行田浄水場より受水しています。

3. 水源の状況と留意すべき水質項目

浄水場では、水源の特徴や水質に応じた浄水処理を行い、安全な水道水をお配りしています。水質の異常に対し、迅速な対応を行えるよう定期的な水質検査により原水及び浄水の水質動向を把握しています。

表-3. 水源の状況と留意すべき水質項目

水源	地下水	河川表流水	県水
取水状況	深井戸より取水ポンプにて取水	荒川の表流水を六堰取水口から取入れ取水ポンプにて取水	行田浄水場より浄水を浄配水場にて受水
水質状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 急激な水質の変動はない ・ 井戸ごとに水質基準値の50%を超える高い値を示す項目がある 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 降雨、ダムの放流などで濁度、鉄・マンガンなどが上昇することがある ・ 生活排水などの流入がある ・ カビ臭が確認されることがある 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 季節により県水の残留塩素に変動がある
留意すべき水質項目	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鉄・マンガン ・ 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素 ・ 硬度 ・ 蒸発残留物 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 濁度 ・ 鉄・マンガン ・ 亜硝酸態窒素 ・ 界面活性剤 ・ クリプトスポリジウム、ジアルジア ・ カビ臭 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 残留塩素
対処方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 除鉄・除マンガン処理 ・ 複数の水源による混合希釈 ・ 県水との混合希釈 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 濁度計、油膜検知器、魚類監視装置の設置 ・ 生物活性炭処理 ・ 膜ろ過処理 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 追塩装置の設置

4. 水質検査地点

◎給水栓（蛇口からの水）

水道法施行規則第15条第1項第1号イに基づく1日1回以上行う検査（毎日検査）については浄配水場の配水系統ごとに選定した38の給水栓において行います。さらに13箇所の自動監視装置で水圧・残留塩素（畠山水圧局は水圧のみ、本田水質局、皿沼連絡管は水圧・残留塩素・濁度・色度・電気伝導率・pH・水温の7項目）を連続的に測定、監視します。

水道法施行規則第15条第1項第1号ロに基づく水質基準項目の検査については浄配水場の配水系統ごとに選定した16の給水栓において行います。

なお、前小屋浄水場の配水系統では、前小屋浄水場出口を給水栓として検査を行います。

◎浄配水場（浄水）

全ての浄配水場の出口（浄水）で検査を実施します（前小屋浄水場は除く）。

◎水源（原水）

稼働している全ての水源（地下水・河川表流水）で検査を実施します。

図-3. 水質検査地点



5. 水質検査項目・検査頻度

◎毎日検査

38 の給水栓に加え、給水元となる全ての浄配水場の出口で検査を実施します。1日1回以上行うことが義務付けられている、色、濁り、消毒の残留効果（残留塩素）の3項目について、毎日検査を行います。

表-4. 毎日検査

番号	検査項目	評価	法令上の 検査頻度 (給水栓)	検査頻度		備 考
				給水栓 38箇所	浄配水場 出口 ※1	
1	色	異常でないこと	1日1回	1日1回	1日1回	水道法施行規則第15条第1項第1号による
2	濁り	異常でないこと	1日1回	1日1回	1日1回	
3	消毒の残留効果(残留塩素)	0.1mg/L以上	1日1回	1日1回	1日1回	

※1 浄配水場では自動監視装置で残留塩素を連続的に測定、監視しているほか、色、濁り、消毒の残留効果の3項目について毎日手分析により測定しています。

◎水質基準項目の検査

16 の給水栓では、全 52 項目のうち、おおむね 1 か月に 1 回以上行うことが義務付けられている一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、有機物、pH 値、味、臭気、色度、濁度の 9 項目及び水質管理上の観点から硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素を加えた 10 項目について、毎月検査を行ないます。

これに加えて、ヒ素及びその化合物、シアン化物イオン及び塩化シアン、フッ素及びその化合物、消毒副生成物（11 項目）、ナトリウム及びその化合物、カルシウム、マグネシウム等（硬度）、蒸留残留物、ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸 (PFOA) の計 18 項目については、年 4 回行います。

なお、ジェオスミン及び 2-メチルイソボルネオールのかび臭原因物質 2 項目については、法令上は発生時期に月 1 回以上の検査が求められていますが、原水に河川表流水を使用し発生の可能性のある川本浄水場系の給水栓では毎月、その他の場所では年 1 回行います。上記 18 項目及びかび臭原因物質 2 項目以外の項目については、過去 3 年間の検査結果が基準値の 5 分の 1 以下であったため、1 年に 1 回の検査とします。

また、ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸 (PFOA) については、全量受水の配水場系においては送水元の埼玉県行田浄水場及び岡部浄水場の検査結果が基準値の 5 分の 1 以下であり、送配水施設において濃度が上昇しないことが明らかであるため年 1 回へ省略します。

検査項目によっては、検査頻度を 3 年に 1 回まで省略できる項目もありますが、安全性を優先し 1 年に 1 回の検査とします（検査結果により、年度途中

に測定項目を変更する可能性があります)。

また、前小屋浄水場を除く浄配水場出口では、全 52 項目の検査を年 1 回
行います。

表-5. 水質基準項目の検査

番号	水質基準項目	基準値 (mg/L)	法令上の 検査頻度 (給水栓)	検査頻度 ※1		備 考
				給水栓 16箇所	浄配水場 出口	
基01	一般細菌	100個/mL	月1回	月1回	年1回	病原生物の代替指標
基02	大腸菌	不検出		月1回	年1回	
基03	カドミウム及びその化合物	0.003		年1回	年1回	
基04	水銀及びその化合物	0.0005		年1回	年1回	
基05	セレン及びその化合物	0.01		年1回	年1回	
基06	鉛及びその化合物	0.01		年1回	年1回	
基07	ヒ素及びその化合物	0.01		年4回	年1回	
基08	六価クロム化合物	0.02		年1回	年1回	
基09	亜硝酸態窒素	0.04		年1回	年1回	
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01		年4回	年1回	
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10		月1回	年1回	
基12	フッ素及びその化合物	0.8		年4回	年1回	
基13	ホウ素及びその化合物	1.0		年1回	年1回	
基14	四塩化炭素	0.002		年1回	年1回	
基15	1,4-ジオキサン	0.05		年1回	年1回	
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	年4回	年1回	年1回	有機物
基17	ジクロロメタン	0.02		年1回	年1回	
基18	テトラクロロエチレン	0.01		年1回	年1回	
基19	トリクロロエチレン	0.01		年1回	年1回	
基20	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS) 及びペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOA)	0.00005		年4回 [年1回]	年1回	
基21	ベンゼン	0.01		年1回	年1回	
基22	塩素酸	0.6		年4回	年1回	
基23	クロロ酢酸	0.02		年4回	年1回	
基24	クロロホルム	0.06		年4回	年1回	
基25	ジクロロ酢酸	0.03		年4回	年1回	
基26	ジブromクロロメタン	0.1		年4回	年1回	
基27	臭素酸	0.01		年4回	年1回	
基28	総トリハロメタン	0.1		年4回	年1回	
基29	トリクロロ酢酸	0.03		年4回	年1回	
基30	ブromジクロロメタン	0.03		年4回	年1回	
基31	ブromホルム	0.09	年4回	年1回		
基32	ホルムアルデヒド	0.08	年4回	年1回		
基33	亜鉛及びその化合物	1.0	年1回	年1回	着色	
基34	アルミニウム及びその化合物	0.2	年1回	年1回		
基35	鉄及びその化合物	0.3	年1回	年1回		
基36	銅及びその化合物	1.0	年1回	年1回	味	
基37	ナトリウム及びその化合物	200	年4回	年1回	着色	
基38	マンガン及びその化合物	0.05	年1回	年1回	味	
基39	塩化物イオン	200	月1回	年1回		
基40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300	年4回	年4回	年1回	
基41	蒸発残留物	500		年4回	年1回	
基42	陰イオン界面活性剤	0.2	年1回	年1回	発泡	
基43	ジェオスミン	0.00001	発生時期 に月1回	年1回(月1回)	年1回	カビ臭
基44	2-メチルイソボルネオール	0.00001		年1回(月1回)	年1回	
基45	非イオン界面活性剤	0.02	年4回	年1回	年1回	発泡
基46	フェノール類	0.005		年1回	年1回	
基47	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3	月1回	月1回	年1回	基礎的性状
基48	pH値	5.8~8.6		月1回	年1回	
基49	味	異常でないこと		月1回	年1回	
基50	臭気	異常でないこと		月1回	年1回	
基51	色度	5度		月1回	年1回	
基52	濁度	2度		月1回	年1回	

※1 []内は配水場系、()内は川本浄水場系の検査頻度です。

原水の検査については、稼働している全ての水源で一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、有機物、pH値、臭気、色度、濁度、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素の9項目について年4回行ないます。また、この時にジェオスミン及び2-メチルイソボルネオールのかび臭原因物質2項目について、発生の可能性がある六堰取水口で検査を実施します。

さらに、水質基準項目のうち、上記9項目及び消毒副生成物(11項目)、味を除いた項目について年1回検査を行います。

表-6. 原水の検査

番号	水質基準項目	検査頻度 ※1	備考
		水源	
基01	一般細菌	年4回	病原生物の代替指標
基02	大腸菌	年4回	
基03	カドミウム及びその化合物	年1回	無機物、重金属
基04	水銀及びその化合物	年1回	
基05	セレン及びその化合物	年1回	
基06	鉛及びその化合物	年1回	
基07	ヒ素及びその化合物	年1回	
基08	六価クロム化合物	年1回	
基09	亜硝酸態窒素	年1回	
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	年1回	
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	年4回	
基12	フッ素及びその化合物	年1回	
基13	ホウ素及びその化合物	年1回	有機物
基14	四塩化炭素	年1回	
基15	1,4-ジオキサン	年1回	
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	年1回	
基17	ジクロロメタン	年1回	
基18	テトラクロロエチレン	年1回	
基19	トリクロロエチレン	年1回	
基20	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS) 及びペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOA)	年1回	
基21	ベンゼン	年1回	着色
基33	亜鉛及びその化合物	年1回	
基34	アルミニウム及びその化合物	年1回	
基35	鉄及びその化合物	年1回	
基36	銅及びその化合物	年1回	味
基37	ナトリウム及びその化合物	年1回	
基38	マンガン及びその化合物	年1回	着色
基39	塩化物イオン	年4回	
基40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	年1回	味
基41	蒸発残留物	年1回	
基42	陰イオン界面活性剤	年1回	発泡
基43	ジェオスミン	年1回 [年4回]	カビ臭
基44	2-メチルイソボルネオール	年1回 [年4回]	
基45	非イオン界面活性剤	年1回	発泡
基46	フェノール類	年1回	臭気
基47	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	年4回	味
基48	pH値	年4回	基礎的性状
基50	臭気	年4回	
基51	色度	年4回	
基52	濁度	年4回	

※1 []内は六堰取水口の検査頻度です。

◎水質管理目標設定項目の検査

全 26 項目のうち、亜塩素酸、二酸化塩素、農薬類の 3 項目を除く 23 項目について、水質基準項目の検査を行う 16 の給水栓及び全ての浄配水場の出口（前小屋浄水場は除く）で年 1 回行います。亜塩素酸と二酸化塩素については、深谷市では消毒剤として二酸化塩素を使用していないため、省略します。

表-7. 水質管理目標設定項目の検査

番号	水質管理目標設定項目	目標値 (mg/L)	検査頻度 ※1			備考
			給水栓 16箇所	浄配水場 出口	水源	
目01	アンチモン及びその化合物	0.02	年1回	年1回		無機物、重金属
目02	ウラン及びその化合物	0.002(暫定)	年1回	年1回		
目03	ニッケル及びその化合物	0.02	年1回	年1回		
目05	1,2-ジクロロエタン	0.004	年1回	年1回		有機物
目08	トルエン	0.4	年1回	年1回		
目09	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.08	年1回	年1回		
目10	亜塩素酸	0.6				消毒副生成物
目12	二酸化塩素	0.6				消毒剤
目13	ジクロロアセトニトリル	0.01(暫定)	年1回	年1回		消毒副生成物
目14	抱水クロラール	0.02(暫定)	年1回	年1回		
目15	農薬類(表-8参照)	検出値と目標値の比の和として、1以下		年1回 (年5回)	年1回 [年5回]	農薬
目16	残留塩素	1	年1回	年1回		臭気
目17	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	10~100	年1回	年1回		味
目18	マンガン及びその化合物	0.01	年1回	年1回		着色
目19	遊離炭酸	20	年1回	年1回		味
目20	1,1,1-トリクロロエタン	0.3	年1回	年1回		臭気
目21	メチル-tert-ブチルエーテル(MTBE)	0.02	年1回	年1回		
目22	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	3	年1回	年1回		味
目23	臭気強度(TON)	3	年1回	年1回		臭気
目24	蒸発残留物	30~200	年1回	年1回		味
目25	濁度	1度	年1回	年1回		基礎的性状
目26	pH値	7.5程度	年1回	年1回		腐食
目27	腐食性(ランゲリア指数)	-1以上0に近づける	年1回	年1回		
目28	従属栄養細菌	2,000(暫定)	年1回	年1回		病原生物の代替指標
目29	1,1-ジクロロエチレン	0.1	年1回	年1回		有機物
目30	アルミニウム及びその化合物	0.1	年1回	年1回		無機物、重金属

※1 ()内は川本浄水場、[]内は六堰取水口の検査頻度です。

農薬類は、115 の農薬について目標値が設定されていますが、深谷市内及び周辺地区における使用状況及び県内の検出状況をもとに項目を選定し、自己水を用いる浄水場の出口及び稼働している全ての水源で年 1 回検査を行います。なお、原水に河川表流水を使用している川本浄水場及び六堰取水口では、農薬散布時期（5~9 月）にあわせて年 5 回検査を実施します。

表-8. 目15 農薬類の検査

番号	農薬類	目標値 (mg/L)	検査頻度 ※1		用途
			浄水場 出口	水源	
農34	グリホサート	2	(年5回)	[年5回]	除草剤
農35	グルホシネート	0.02	年1回 (年5回)	年1回 [年5回]	除草・植物成長調整
農45	ジクワット	0.01	年1回 (年5回)	年1回 [年5回]	除草剤
農54	ダイアジノン	0.003	年1回 (年5回)	年1回 [年5回]	殺虫・殺菌
農56	ダゾメット、メタム及びメチルイソチオシアネート	0.01	年1回 (年5回)	年1回 [年5回]	殺菌剤
農62	テフリルトリオン	0.002	(年5回)	[年5回]	除草剤
農69	パラコート	0.01	年1回 (年5回)	年1回 [年5回]	除草剤
農77	フィプロニル	0.0005	年1回 (年5回)	年1回 [年5回]	殺虫・殺菌
農78	フェントロチオン	0.01	(年5回)	[年5回]	殺菌・殺虫・植物成長調整
農94	プロベナゾール	0.03	年1回 (年5回)	年1回 [年5回]	殺虫・殺菌
農95	プロモブチド	0.1	(年5回)	[年5回]	殺虫・除草

※1 ()内は川本浄水場、[]内は六堰取水口の検査頻度です。

また、第19号水源は県の地下水水質管理井戸となっているため、埼玉県水道水質管理計画に基づき管理目標設定項目について年2回、農薬類について年1回検査を実施しています。

表-9. 埼玉県水道水質管理計画に基づく検査(第19号水源で実施)

(1)水質管理目標設定項目

番号	水質管理目標設定項目	検査頻度
1	アンチモン及びその化合物	年2回
2	ウラン及びその化合物	年2回
3	ニッケル及びその化合物	年2回
4	1,2-ジクロロエタン	年2回
5	トルエン	年2回
6	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	年2回
7	ジクロロアセトニトリル ※1	年2回
8	抱水クロラール ※1	年2回
9	1,1,1-トリクロロエタン	年2回
10	メチルセブチルエーテル(MTBE)	年2回
11	1,1-ジクロロエチレン	年2回

(2)農薬類

番号	農薬類	検査頻度	番号	農薬類	検査頻度
1	1,3-ジクロロプロペン(D-D)	年1回	12	シマジン(GAT)	年1回
2	2, 4-D(2, 4-PA)	年1回	13	ダイアジノン	年1回
3	MCPA	年1回	14	チウラム	年1回
4	イソキサチオン	年1回	15	トリクロピル	年1回
5	イプフェンカルバゾン	年1回	16	トリクロルホン(DEP)	年1回
6	カルボフラン	年1回	17	ピラゾリネート(ピラゾレート)	年1回
7	クロロタロニル(TPN)	年1回	18	フィプロニル	年1回
8	シアノホス(CYAP)	年1回	19	フェントロチオン(MEP)	年1回
9	ジウロン(DCMU)	年1回	20	フェントエート(PAP)	年1回
10	ジクロベニル(DBN)	年1回	21	プロベナゾール	年1回
11	シハロホップブチル	年1回	22	メチダチオン(DMTP)	年1回
			23	モリネート	年1回

※1 消毒副生成物のため、浄水場出口(浄水)で行います。

◎その他項目の検査

原水の検査にあわせ、浄水処理の指標となるアンモニア態窒素について、稼働中の全ての水源で年4回検査を行います。さらに、耐塩素性病原生物であるクリプトスポリジウムなどの対策として、嫌気性芽胞菌と大腸菌(定量)の指標菌2項目について年4回検査を実施します。なお、原水汚染の危険度の高い河川表流水においては、クリプトスポリジウム及びジアルジアについて年2回検査を行い、それ以外の月では指標菌2項目の検査を実施します。

表-10. その他の項目の検査

番号	検査項目	検査頻度 ※1	備考
		水源	
1	アンモニア態窒素	年4回 [年4回]	浄水処理の指標
2	嫌気性芽胞菌	年4回 [年10回]	クリプト指標菌
3	大腸菌(定量)	年4回 [年10回]	
4	クリプトスポリジウム・ジアルジア	[年2回]	耐塩素性病原生物

※1 []内は六堰取水口の検査頻度です。

6. 放射性物質の検査

法令に定められた検査とは別に、平成23年3月に発生した東京電力福島第一原子力発電所の放射性物質漏洩事故の影響を調査するとともに、水道水の安全を確認するため、国などの方針に基づき浄水中の放射性物質の測定を行います。

7. 臨時の水質検査

次のような事態が発生し、水質基準を超える恐れのある場合には、取水停止など必要な措置を講じ、水源や浄配水場、給水栓など必要な場所で臨時の水質検査を実施します。なお、臨時の水質検査は事態が収束し、安全が確保されるまで継続します。

- ・ 不明の原因により、色や濁り、においなどに著しい変化が生じたとき。
- ・ 浄水処理の過程に異常があったとき。
- ・ 水源の水質が著しく悪化した場合や、水源に異常があったとき。
- ・ 水源付近、給水区域及びその周辺において消化器系感染症が流行しているとき。
- ・ 配水管など水道施設が著しく汚染された恐れがあるとき。
- ・ その他、特に必要があると認められるとき。

8. 水質検査の方法

水質基準項目及び水質管理目標設定項目の検査は、国が定めた水道水の検査方法に従って行います。その他の項目については、上水試験方法などにより実施します。

◎毎日検査

浄配水場運転管理業務委託の中で実施します。

◎定期及び臨時の検査

検査は、水道法第 20 条第 3 項に規定する国土交通大臣及び環境大臣の登録水質検査機関に委託して行います。定期の試料採取は浄配水場運転管理業務委託の中で行い、臨時の試料採取は運転管理業務受注者もしくは深谷市水道工務課が行います。

9. 水質検査計画及び検査結果の公表

◎水質検査計画

水質検査計画は年度ごとに策定し、公表します。水質検査計画は水道工務課窓口で閲覧できるほか、深谷市のホームページに掲載します。

◎水質検査結果

水質検査結果は水道工務課窓口で閲覧できます。また、1 年間分を浄配水場系統ごとに集計し、深谷市のホームページに掲載するとともに、水道メーターの検針票と一緒にお知らせします。

10. 水質検査の精度と信頼性確保

委託先の水質検査機関には、精度管理の実施及びその結果が確認できるよう精度管理報告書を提出させ、水質検査の精度と信頼性確保に努めます。

また、検査機関の選定にあたっては、正確かつ迅速に高精度の検査を実施でき、高い信頼性の保証を得ている者とするため下記を満たすこととします。

- ・水道 GLP の認定を受けていること。
- ・水道 GLP を取得している登録水質検査機関の所在地が、埼玉県内及び群馬県内にあり、認定範囲が「水道水・浄水 52 項目」であること。

11. 関係者との連携

水源の周辺で水質事故が発生した場合は、本市環境課、保健所、関係市町村、埼玉県などと連携し、情報交換を行いながら迅速かつ適切な対策を講じます。

この水質検査計画についてのお客さまのご意見をお寄せ下さい。
お客さまからのご意見は今後の水質検査計画作成にあたり参考とさせていただきます。



問合せ先

深谷市環境水道部水道工務課 施設係

〒369-0211 深谷市岡部 1086 番地

Tel : 048-577-7529 (代表)

Fax : 048-546-0126

Mail : suidokomu@city.fukaya.saitama.jp